

# TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 6 月 17 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 神田 康正  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 株式保有特定会社の判定基準の改正

### 1. 改正の背景

従来、資産構成が株式等に著しく偏った大会社（株式等の資産に占める割合が25%以上の会社：株式保有特定会社）についての取引相場のない株式の評価については、類似業種比準価額方式ではなく、原則として純資産価額方式で評価することとなっていました。（評価通達 189-3）

しかし、東京高等裁判所平成 25 年 2 月 28 日判決において、株式保有割合 25%という数値をもって著しく資産構成が株式等に偏っているとは言えなくなってきたと判断されました。

### 2. 通達改正の概要

上記東京高等裁判所平成 25 年 2 月 28 日判決を受け、この株式保有特定会社の判定基準（評価通達 189（2））が株式保有割合 25%以上から 50%以上に改正されました。

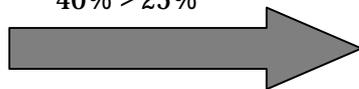
### 3. 具体例（評価会社が大会社に該当する取引相場のない株式の評価）

これにより、以下の様に評価が変わります。

#### 【改正前】 貸借対照表

資産 内、株式等 の保有割合 40%	負債
	純資産

株式保有割合  
40% > 25%



株式保有特定会社に該当

#### 【株価】

類似業種比重価額：1,000 円  
純資産価額：10,000 円

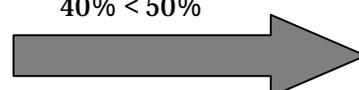
であるとすると、この会社の株価は  
株式保有特定会社となり

株価：10,000 円

#### 【改正後】 貸借対照表

資産 内、株式等 の保有割合 40%	負債
	純資産

株式保有割合  
40% < 50%



株式保有特定会社に非該当

#### 【株価】

類似業種比重価額：1,000 円  
純資産価額：10,000 円

であるとすると、この会社の株価は  
株式保有特定会社とならず

株価：1,000 円

### 4. まとめ

上記の様に改正が行われた結果、過去に遡って改正後の通達を適用することになり、過去の相続税等の申告により改正前の評価方法を採用し、高い株価評価で申告している場合には、この通達改正を知った日の翌日から2ヶ月以内に更正の請求をすることにより相続税を還付することが出来ます。（申告期限から5年（贈与税の場合は6年）経過している場合には不可）

従って、過去5年以内に相続の申告をし、被相続人及びそのファミリーが主宰する法人の株式を相続された方は、一度この株式の評価を見直されてみてはいかがでしょうか？ひょっとすると思われる方は、ぜひお気軽にご相談下さい。